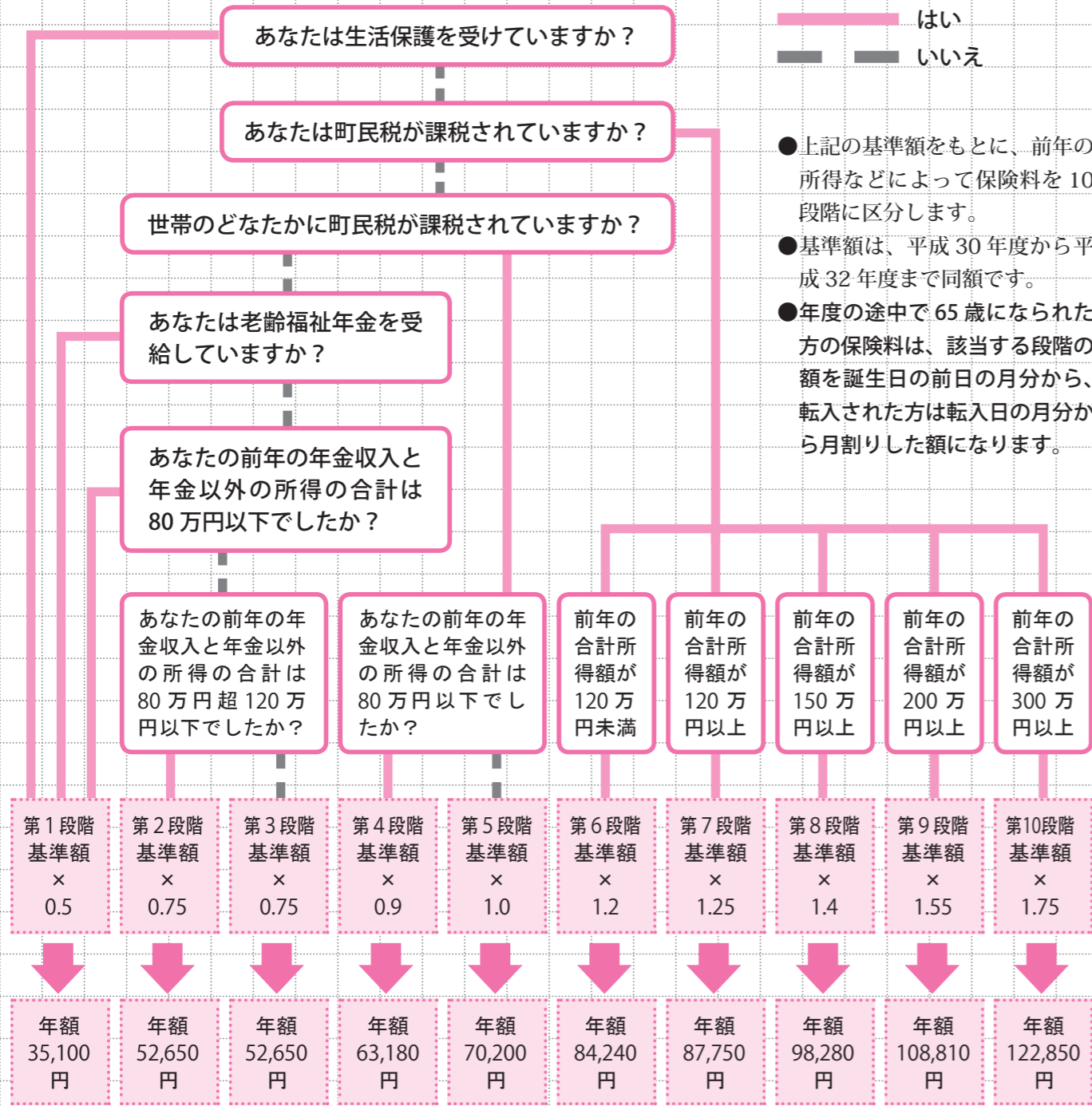


白鷹町の介護保険料基準額 70,200 円 (年額)

(参考: H27 ~ 29 : 61,776 円)



※第1段階の方の保険料は、公費投入により標記額からさらに軽減される予定です。
 ※個人ごとの保険料額は、所得額や町民税額が決定した後、7月にお知らせします。

**介護保険料の納付について
ご相談ください**

災害などの事情で保険料の納付が困難なときは、申請により保険料徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。また、介護保険料の納付が遅れている方や、その他の特別な事情があり保険料の納付が難しい方など、未納のままにせず、税務出納課収納係 (☎ 85-6106) にご相談ください。

平成 30 年 4 月から 介護保険料が変わります

(平成 30 年度～平成 32 年度までの 3 年間)

【問い合わせ】

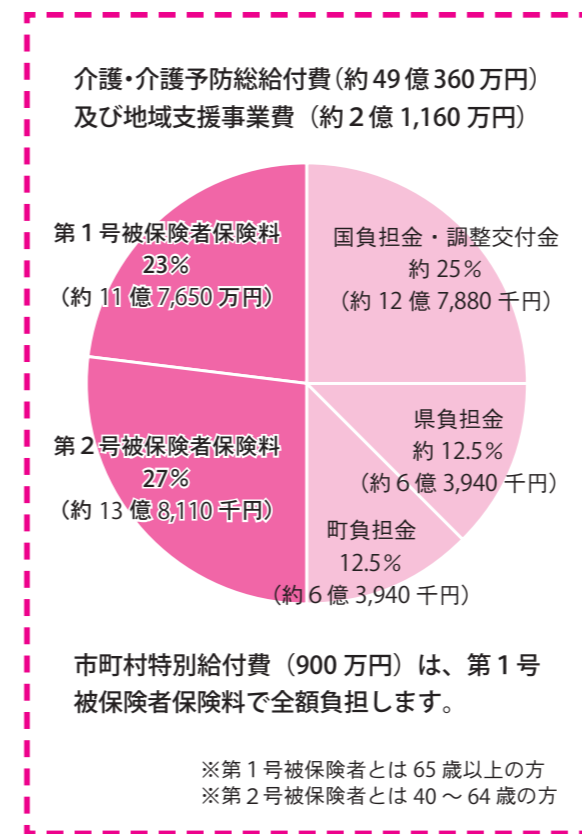
介護保険に関すること / 健康福祉課介護保険係 ☎ 86-0213・地域包括支援センター係 ☎ 86-0112
 介護保険料に関すること / 税務出納課町民税係 ☎ 85-6132・収納係 ☎ 85-6106

介護保険は、少子高齢化が進む中、社会全体で介護を必要とする方や家族・介護者を支える仕組みとしてつくられた制度です。制度を持続的に運営するため、3年ごとに事業計画の見直しを行います。

高齢になっても住み慣れた地域で元気に過ごすことができるよう、地域で支え合いながら健康づくりなどの社会参加や介護予防への取り組みをさらにすすめるとともに、医療、介護、介護予防などの連携を図り、誰もが安心して生活できるように第7期介護保険事業計画を策定しました。

平成30年度からの介護報酬改定や、今後の高齢化の進行、介護・介護予防サービスの利用者数や利用量の見込みなどを基に、平成30年度から32年度までの介護保険料を設定しました。

利用者負担割合は、所得に応じて1割から2割負担ですが、平成30年8月から一定所得以上の方は3割負担になります。(第7期介護保険事業計画は町のホームページでご覧になれます。)



介護給付費等の見込み額及び負担割合 (平成30年度～32年度分)

3年間の介護サービス利用量と総給付費及び事業費等を推計し、第1号被保険者の介護保険料を算出しました。介護・介護予防サービス総給付費、地域支援事業費及び30年度から新たに市町村特別給付費(おむつ支給)が対象となります。

平成30年度から第1号被保険者の負担割合が22%から23%となったことや、介護報酬の改定による引き上げ等の影響があります。

所得段階ごとの介護保険料

白鷹町の介護保険料は、被保険者本人や世帯員の所得に応じて10段階に区分しています。また、平成30年度は第1段階の方に対し、公費を投入して保険料の軽減を行います。

保険料の納付については、7月の保険料額決定通知書とともに送付するリーフレットをご覧ください。

ますが、介護給付費準備基金を取り崩すなどで保険料の上昇を一定程度抑えました。

【制度の概要】

住宅リフォーム総合支援事業		
区分	一般分	人口減少対策分
対象工事	5要件（減災・部分補強、寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化）のいずれかを含む工事	5要件（減災・部分補強、寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化）のいずれかを含む工事 ※三世帯世帯は居室の床面積の合計が10㎡以上増加する工事などの三世帯同居リフォーム工事を施工する必要があります。
工事請負金額の下限	工事請負金額が50万円以上	
施工業者	県内業者（県内に本店・本社がある法人または事業者）であること	
申請者（施主）の要件	・白鷹町内に住所を有する者 ・町税等の滞納がないこと	・白鷹町内に住所を有する世帯（移住世帯については平成29年4月1日以降に県外から町内に転入し、居住する世帯） ・町税等の滞納がないこと
その他制度との併用について	町産材等木造建築推進事業と併用ができます ※ 介護保険制度等との併用は不可	
支援内容（補助額）	◇現に居住する住宅…工事費の10%分（上限20万円） ※県産木材を3㎡以上使用する工事の場合は上限30万円 ◇空き家…工事費の20%分（上限50万円） ※中古住宅診断を受けていない空き家は上限40万円	◇現に居住する住宅…工事費の20%分（上限30万円） ※県産木材を3㎡以上使用する工事の場合は上限40万円 ◇空き家…工事費の30%分（上限60万円） ※中古住宅診断を受けていない空き家は上限50万円

☎ 建設水道課管理係
85 | 6140

【問い合わせ】
鮎貝四季の郷地内への定住を図り、地域の活性化を促進するため「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト事業を昨年度に引き続き実施します。
自らの住宅建築のため、町が一般に販売する土地（四季の郷住宅用地）を購入した方に、補助金を交付します。

「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト事業

【制度の概要】

すまいる住まい！若者定住サポート事業		「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト
対象	住宅（新築）	土地（四季の郷住宅用地）
事業内容	定住の意思を持ち、住宅の新築や新築建売住宅の購入を行う若者世帯、他市町村からの移住世帯に対する補助	町が一般に販売する土地（四季の郷住宅用地）を購入する方への補助
補助金額	◇若者世帯…60万円 （世帯員全員50歳未満の夫婦及び親と子の世帯） ◇他市町村からの移住世帯…100万円 （世帯主が50歳未満で世帯員全員が町内に転入する世帯） ・町内業者の場合30万円を加算します ※ 町税等の滞納がないことが要件となります ※ 中古住宅の場合は対象外となります	◇県外に住所を有する方…100万円 ◇白鷹町以外の県内の市町村に住所を有する方…70万円 ◇町内に住所を有する方…50万円
併用の可否	← 併用可能 → 県外からの移住世帯で町内業者施工により家を新築した場合…土地・建物で最大230万円	

平成30年度住宅関連の施策のお知らせ

申請前に着工（事前着工）した場合は、補助金の交付を受けられなくなりますので、事前に「相談ください」。

町産材等木造建築推進事業

町内の森林資源の循環を促すため、新たに町産材等木造建築推進事業に取り組みます。

この事業は白鷹町商工会が事業主体となつて行うもので、町内における木工事の受注促進と町産材利用拡大を図るとともに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として実施するものです。

【問い合わせ】

白鷹町商工会
☎ 85 | 0055



【制度の概要】

町産材等木造建築推進事業		
区分	新築	増・改築、修繕等
対象物件	付属建物（車庫、作業所及び物置）ただし、町産材を利用する場合は住宅・店舗も可とする。	住宅、店舗、付属建物（車庫、作業所及び物置）
対象工事	全体工事費のうち、木工事が25%以上のこと	
対象工事金額の下限	30万円以上の対象工事	
施工業者	町内業者（白鷹町商工会員かつ町内に事業所があり、対象工事を施工できる法人または個人）であること	
申請者（施主）の要件	■ 白鷹町内に住所を有する者 ■ 町税等の滞納がないこと	
支援内容（補助額）	工事費	工事費の10%以内（上限10万円） ※白鷹町商工会が発行する商品券により給付
	町産材購入費	上限30万円 上限10万円
その他制度との併用	介護保険制度との併用は不可	

住宅耐震化促進事業

「住宅耐震化促進事業」として、住宅の居住環境の質の向上と経済の活性化を図る事を目的とした次の事業を実施します。

1 住宅リフォーム総合支援事業

三世帯世帯、県外からの移住世帯、新婚、子育て世帯、近居世帯については、「人口減少対策」として支援を拡充します。県産木材の利用や空き家の活用など、一定の要件を満たした世帯については、補助率・補助限度額が引き上げとなります。

三世帯世帯

3つ以上の世代が同居している世帯で、平成12年4月2日以降に出生した方と同じ居る世帯

県外からの移住世帯

平成29年4月1日以降に県外から町内に転入し居住する世帯

新婚世帯

婚姻した日から1年以内の世帯

● 子育て世帯
平成12年4月2日以降に出生した方が3人以上同居し、当該同居者とその父母または祖父母で構成される世帯

● 近距世帯

平成29年4月1日以降に親世帯と子世帯で、居所の直線距離が2㎡超から2㎡以下、または同一小学校の通学区域内に住み替えた世帯。 ※次ページ【制度の概要】をご覧ください。

2 木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

▼ 募集件数 先着3件

▼ 診断料 9000円

※町の負担 7万9560円

《補強計画まで実施する場合》

▼ 作成年 1万3000円

※町の負担 11万6600円

3 木造住宅耐震改修事業

2 耐震診断を受けた住宅の所有者が耐震改修工事を行う場合、工事費の2分の1の金額を補助します。
※2分の1の額が80万円を超える場合、80万円が限度額。

▼ 募集件数 先着2件

「保安林」を伐採するときの注意

保安林とは、水源の涵養（かんよう）、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定される森林です。

それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等には、あらかじめ県の許可を受けなければなりません。

白鷹町内の保安林については、置賜総合支庁森林整備課にお問い合わせください。

【問い合わせ】
置賜総合支庁森林整備課（治山林道担当）
☎0238-26-6064

● **入居対象者** 情報産業を営む個人・法人の方、研究開発や起業、新事業の創出、新分野など

● **内容** ビジネスオフィス（1戸建）1棟（2階建約70坪）

● **使用料** 5万8620円/月

● **募集期間** 4月16日（月）～4月末

● **申込方法** 提出書類などに必要事項を記入のうえ、商工観光課へ提出してください。

※提出方法は郵送または持参のみとします。

● **提出書類及び提出時期**

● **対象者** 森林所有者や立木を買い受けた者など

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

● **提出書類及び提出時期**

● **対象者** 森林所有者や立木を買い受けた者など

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

【問い合わせ】
農林課森林整備係
☎85-16125



森林の立木を伐採するときには届出が必要です

森林法により、立木を伐採するとき、造林が完了したときは各種届け出を提出することが義務づけられています。

森林の伐採及び伐採後の造林が適切に行われ、健全で豊かな森林をつくることのできるよう提出していただくものです。

提出書類及び提出時期

● **対象者** 森林所有者や立木を買い受けた者など

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

● **提出書類及び提出時期**

● **対象者** 森林所有者や立木を買い受けた者など

※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

【問い合わせ】
農林課森林整備係
☎85-16125



町有施設の平成30年度からの指定管理者を紹介します

施設名	指定管理者	管理期間
白鷹町蚕桑地区コミュニティセンター	蚕桑地区桜の里づくり推進委員会	平成30年4月1日 ～平成33年3月31日
白鷹町鮎貝地区コミュニティセンター	鮎貝地区まちづくり協議会	
白鷹町荒砥地区コミュニティセンター	荒砥地区コミュニティ運営協議会	
白鷹町十王地区コミュニティセンター	十王地区自治振興会	
白鷹町鷹山地区コミュニティセンター	鷹山地区自治振興会	
白鷹町東根地区コミュニティセンター	東陽の里づくり協議会	
白鷹町産業センター	一般財団法人白鷹町アルカディア財団	
白鷹町総合情報センター		
白鷹町ふるさと森林公園		
白鷹町自然活用総合管理施設		
白鷹町森林総合利用施設		
ふるさと森林公園スカイサイクル	深山区	
白鷹町テレワークセンター		
白鷹町深山和紙振興研究センター		
白鷹町食と農村交流施設	有限会社どりいむ農園	平成30年4月1日 ～平成35年3月31日
白鷹町子育て支援センター	社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会	

【問い合わせ】総務課総務係 ☎85-6120

新町立図書館オープンに向けた図書購入にご意見をお寄せください

町立図書館では、平成31年度の新装オープンに向けて新図書館の充実のための図書購入を進めています。町民の皆さんからのご意見をいただきながら、町の図書館としての特色が感じられる「魅力ある蔵書」をそろえていきたいと考えています。

つきましては、町立図書館にアンケート用紙を用意していますので、皆さんのご意見をお寄せください。（アンケート用紙は、

町ホームページからもダウンロードできます。）

● **第1次集約日** 6月30日（土）

※その後も随時受付けます。

● **提出方法** 町立図書館に設置したアンケート回収ボックスに投函するか、郵送、メール等で町立図書館宛に送付ください。

【問い合わせ】
教育委員会生涯学習・文化振興係
☎85-16146

白鷹ソフト小村入居者募集

● **入居対象者** 情報産業を営む個人・法人の方、研究開発や起業、新事業の創出、新分野など

● **内容** ビジネスオフィス（1戸建）1棟（2階建約70坪）

● **使用料** 5万8620円/月

● **募集期間** 4月16日（月）～4月末

● **申込方法** 提出書類などに必要事項を記入のうえ、商工観光課へ提出してください。

※提出方法は郵送または持参のみとします。

※提出書類など、詳細は町のホームページをご覧ください。

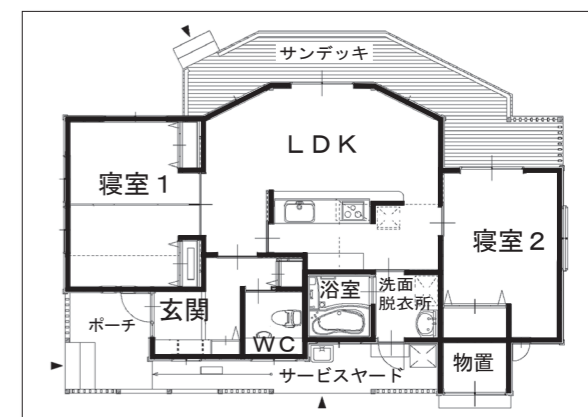
● **選考方法** 白鷹ソフト小村使用許可選考委員会において選考します。

● **その他** 施設の利用には一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】
商工観光課商工振興係
☎87-10696（直通）

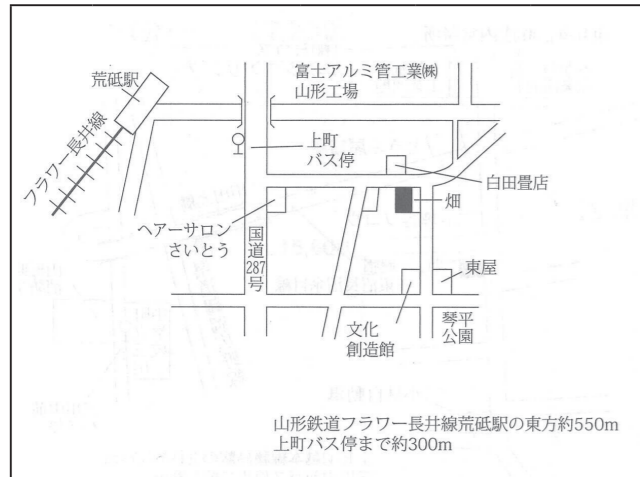
子育て支援住宅入居者募集

- **所在地** 白鷹町大字鮎貝7341番地
 - **募集戸数** 1戸（町外在住者向け）
 - **間取り** 2LDK（寝室2部屋+リビングダイニングキッチン+浴室）
 - **家賃**
 - ・2子までを扶養する世帯 35,000円
 - ・3子以上を扶養する世帯 30,000円
 - **敷金** 家賃の3カ月分
 - **入居資格** 白鷹町以外にお住まいの方で、次の条件を満たす方。
 - ①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）。
 - ②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が31万3,000円を超えないこと。
 - ③自らが居住するために住宅を必要としていること。
 - ④市町村税を滞納していないこと。
 - ⑤暴力団関係者ではないこと。
 - **期限付入所** 1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。
 - **入居者の決定** 5月中旬
- ※申込者多数の場合は抽選により決定します。

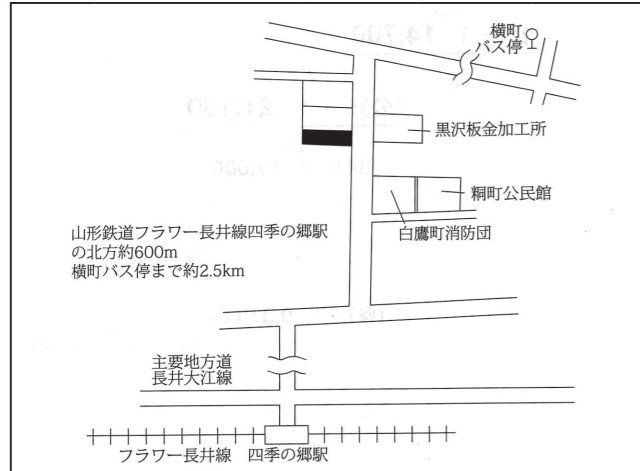


- **入居可能日** 5月下旬
- **募集期間** 4月16日（月）～26日（木）
午後5時まで（土日を除く）
- **申込方法** 平成29年分源泉徴収票の写し、住民票謄本、入居予定者全員の最新の所得課税証明書、市町村住民税納税証明書を準備のうえ、建設水道課管理係までお申し込みください。

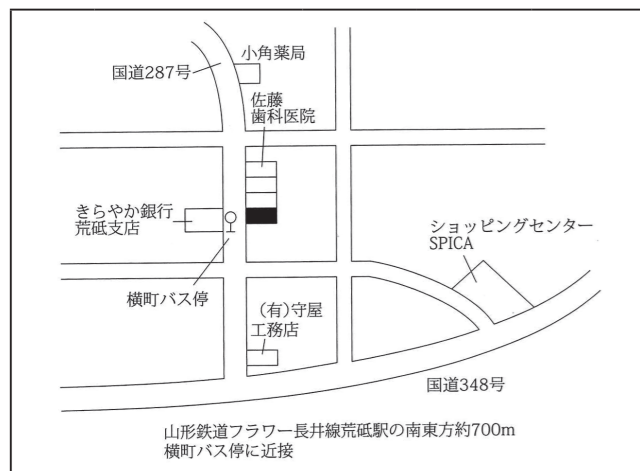
【申し込み・問い合わせ】
建設水道課管理係 ☎85-6140



白鷹 - 1	大字荒砥乙字出 来町東958番	28年 14,900 円 (▲1.3)	29年 14,700 円 (▲1.3)	30年 14,500 円 (▲1.4)
-----------	--------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------



白鷹 - 2	大字鮎貝字桐町 二2406番1	28年 9,240円 (▲2.1)	29年 9,060円 (▲1.9)	30年 8,890円 (▲1.9)
-----------	--------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------



白鷹 5-1	大字荒砥乙字横町 1014番 (芳賀輪店)	28年 22,000 円 (▲2.2)	29年 21,500 円 (▲2.3)	30年 21,000 円 (▲2.3)
-----------	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

注) 価格は、1平方メートルあたりの価格を過去3年分について表しています。また、() 内の数字は、対前年変動率(%)です。「▲」は減少を表しています。

平成30年 地価公示の結果について

問 企画政策課企画調整係 ☎ 85-6123

3月28日、国土交通省から平成30年地価公示結果が公表されました。
本町に関するものは、左のとおりです。

地価公示とは

地価公示法の規定に基づき実施するもので、県内の都市計画区域内で標準的な使われ方をしている土地(以下「標準地」)を選び、その適正な土地価格を公表するものです。
土地を売買する際の目安にさせていただくもので、国や地方公共団体などが公共用地等を買収する場合の基準ともなるほか、適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

土地を売買するときは、 まず地価公示価格を調べましょう

売買の対象となる土地の条件(土地の形状、道路の条件、最寄駅からの距離、上下水道の整備状況など)を標準地と比較すれば、おおよその適正な価格がわかります。地価公示結果は役場で簡単に閲覧できますので、土地売買のときには、まず地価公示価格をお調べください。標準地は皆さんの身近なところにあります。
なお、地価公示価格は1月1日現在の価格ですので、その後の地価動向も考慮する必要があります。

■ 対前年変動率 (単位:%)

	住宅地	商業地
白鷹町平均	▲1.7	▲2.3
山形県平均	▲0.3	▲1.1
全国平均	0.3	1.9

健康づくりの基本を学び、地域の中でボランティアとして活動してみませんか。
● 日程 5月～11月まで7回
午前9時30分～午後3時
● 対象 受講後、健康づくり推進員として活動できる方
● 募集人員 20名程度

健康づくり推進員養成講座受講生を募集します

● 申込方法 5月9日(水)までお近くの健康づくり推進員または健康推進係までお申し込みください。
【問い合わせ先】
健康福祉課健康推進係
☎ 86-0210

町では、小学校新入学を祝うとともに子どもたちの健やかな成長を祈り、ランドセル贈呈事業を実施しています。
● 対象者 平成30年5月1日現在白鷹町に住所を有し、かつ次のいずれかの要件を満たす方
①平成31年4月に町内小学校へ入学予定の方
②平成31年4月に県内特別支援学校の小学部へ入学予定の方
● 申請者 対象者の保護者
● 日程(予定)
・7月頃:中央公民館にて見本品を展示/申請書に必要事項を記載のうえ、教育委員会へ提出

平成31年4月入学の皆さんへ ランドセルを贈呈します

● 7月末:申請書提出締め切り
● 平成31年2月:入学予定者へ贈呈
● ランドセル概要
・サイズ:A4フラットファイ
ルサイズ対応
・色:9種類程度
※その他、詳しくは今後の「広報しらたか」や保育園等を通じて年長児へ配付するチラシでお知らせします。

【問い合わせ先】
教育委員会学校教育係
☎ 85-6144

空き家の管理・利活用・除去等をサポートします！ 平成30年度空き家等対策施策について

本町の空き家は、平成28年度の実態調査で452件を把握し、前回調査から80件増加しました。
そのような状況の中、町では、空家等対策の推進に関する特別措置法や白鷹町空家等対策計画に基づき、次のような事業を実施します。

■ 空き家の適正管理

第一義的に所有者等が自らの責任により適切に管理することが原則です。

■ 空家等対策の推進に関する特別措置法による法的措置

【空家等対策協議会による対策の検討】

- ・2次調査の実施(外観調査)
- ・3次調査の実施(立入調査の実施)
- ・特定空家等の認定協議

【特定空家等に対して】

- ・助言、指導、勧告、命令、行政代執行を行います。

■ 住宅リフォーム総合支援事業

空き家の利活用を促進するため、空き家のリフォームに対し町独自に上乘せして支援します。詳しくは、本誌20頁をご覧ください。

■ 空き家等解体補助事業

増加する危険空き家の減少を図るため、所有者(法

定相続人)が実施する解体工事を支援します。

- ▷補助率 1/2(上限50万円)
- ▷対象建物 特定空家等に認定された建物

■ 空き家バンク活用事業

空き家の利活用や移住を促進するため、空き家バンク事業を通して売買・賃貸の成約者(転入者)に対し、引越費用等の一部を支援します。

- ▷売買 500,000円/件
- ▷賃貸 50,000円/件

※子育て世帯加算あり。詳しくは、お問い合わせください。

■ 空き家管理サービス

所有者が施設入所や死亡により管理が行き届かない場合に、空き家対策ネットワーク協議会が日常的な管理を代行する空き家管理サービスを提供します。

- ▷月額 ①5,000円コース ②10,000円コース
- ▷サービスの内容

建物内外の点検と確認、建物の通気と換気、郵便等の転送、庭木等の状況確認、簡単な清掃作業、災害時の建物状況確認、建物状況報告書の送付など。

※その他の管理業務は、別途ご相談ください。

【問い合わせ】空き家相談窓口:企画政策課コミュニティ推進係 ☎ 87-0830

買い物支援の実証実験事業を継続して実施します

平成29年度に開始した「買い物環境充実支援実証実験事業」を、平成30年度も引き続き実施します。

前年度と同様、会員制（年会費、配達料などの手数料は無料）で随時会員を募集していますので、ぜひご利用ください。

●御用聞き事業

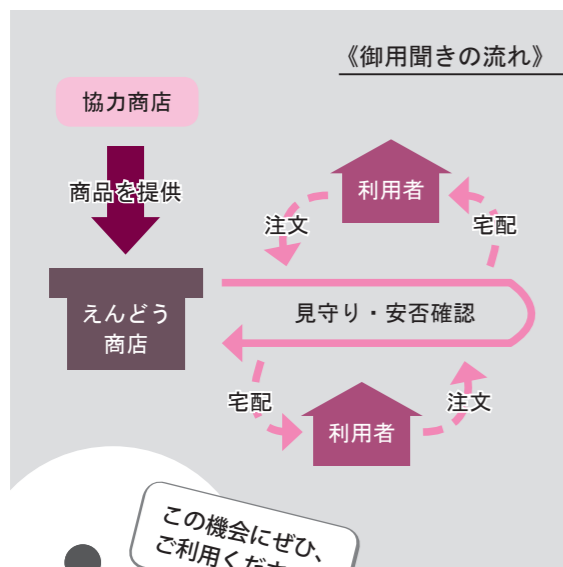
蚕桑地区の高齢者の方を対象に限定し、御用聞き（宅配）事業を行います。会員制ですので、ご希望の方は申し込みが必要です。食料品を中心に、カタログの中からご希望の商品を注文いただけます。

なお、配達の日時指定はできませんので、ご了承ください。

※申し込みの際は、商工観光課商工振興係までご連絡ください。

▷対象者

- (1)65歳以上のみで構成されている世帯の方
- (2)運転ができない、または自信がない方
- (3)注文や会計など、身の回りのことができる方



●買い物ポイントサービス事業

買い物などの移動手段として、デマンドタクシーをご利用いただいている方へポイントカードを発行します。ポイントカード満点で、町内の商店（ゆーしーる加盟店）で500円分の買い物ができます。

ポイントカードはデマンドタクシー車内に備えています。ご利用の際は運転手までお声掛けください。

- ▷対象者 町内に居住しデマンドタクシーを利用する全ての方
- ▷利用いただける商店 協同組合ゆーしーる加盟店
- ▷満点カードの有効期限 満点となった日の年度末（3月末）まで



●移動販売支援事業

買い物が困難な地域（町内）で移動販売を実施している事業者を支援します。事業者は町に対し申請が必要です。お問い合わせのうえ、申請ください。

※実証実験のため、いずれの事業も平成30年度で変更または終了となる場合があります。

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係 ☎87-0696

【平成30年度】
■白鷹町子ども芸術文化活動事業団体を募集
 青少年の健全育成と子どもたちの芸術文化活動への支援及び伝統文化の継承を推進していくため、さまざまな文化活動を行っている団体に対し、白鷹町芸術文化協会を通して補助金を交付します。

●対象(次の全てを満たす団体)
 ・申請時点で設立後1年以上の活動実績があり、白鷹町に居住する子どもが常時2人以上の会員規模の団体(年度はじめから新規に活動を開始する団体はご相談ください。)
 ・構成員の半数以上が、白鷹町に居住する子どもである団体
 ・少なくとも月1回以上の練習(活動日)を定め、継続して運営している団体
 ・芸術文化協会に加入し、将来の担い手として、協会の発展に寄与する団体(協会加入会費は無料です。)
 ・国、県、及び町等の他の制度の補助金等の交付を受けていない団体

●対象となる経費 ①報償費(講師謝金) ②旅費(外部講師等の交通費実費等) ③使用料及び借料(会場使用料、用具借料、衣装借料、町外発表会バス借上げ料等) ④役員費(団体所有の用具の修理費、用具運搬代、切手代等) ⑤需用費(消耗品費、印刷製本費等)

●補助金額 1団体5万円(下限)〜10万円(上限)

●申請方法 「事業計画書」「収支予算書」などの所定の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送してください。様式は事務局に備えてあります。町のホームページからもダウンロードできます。ただし、内容が把握できる同様の書類があれば、それをもって所定の様式に代えることができますのでご相談ください。

●審査 教育委員会と芸術文化協会が審査会を行い、交付団体及び補助金額を決定します。

●募集締切 5月31日(木)必着

【申し込み・問い合わせ】
 白鷹町芸術文化協会事務局(教育委員会生涯学習・文化振興係)
 ☎85-6146



一生に一度の思い出を 平成30年度白鷹町成人式

今年度の成人式を次のとおり開催します。対象の方には7月上旬にあらためてご案内します。郷土を離れている皆さんには、ご家族の方から早めに日程をお知らせください。

- いつ 8月15日(水) 午前10時〜
- どこで 産業センター(パワーセンター白鷹)
- 対象 平成9年4月2日〜平成10年4月1日生まれの方

※平成24年度東中学校・西中学校卒業者と、平成30年6月1日現在で白鷹町に住居登録されている平成9年度生まれの方には、詳細を往復はがきでご案内します。

「成人祭」実行委員を募集します！
 成人式後は、久しぶりに再会する友人や恩師と語らう「成人祭」が開催されます。この「成人祭」は、成人者の皆さんで構成する実行委員会が自ら企画運営を行います。現在、実行委員を募集していますので、思い出に残る「成人祭」になるよう、ぜひご応募ください。締め切りは5月10日(木)です。

【申し込み・問い合わせ】

教育委員会生涯学習・文化振興係 ☎85-6146